

厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。
詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



申請書類・手続等（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>



税務申告・納付期限の延長

以下の税の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長します。

	従来	延長後
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の 消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長します。

	従来	延長後
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の 消費税 (及び地方消費税)	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

詳細は、 国税庁 で検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm>



国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

◆ 原則、**1年間猶予が認められます**。

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。

◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、 **国税庁** で検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



地方税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

② ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③ 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④ 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

電気・ガス料金の支払いについて

1. 支払期日の猶予

料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払猶予について、迅速かつ柔軟に対応するよう、電気・ガス事業者に対し要請をいたしました。

(1) 措置内容

託送料金や小売経過措置料金（いずれも規制料金）について支払期日を1カ月繰り延べ、また、その後においてもその方の状況に応じて柔軟に対応すること。

※電力・ガスの自由化により、自由料金メニューを選ばれている方は御契約されている電気・ガス事業者に御相談ください。

(2) 特例措置の対象者

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方であって、一時的に電気・ガス料金の支払いに困難を来している方。（30ページ参照）

※これらの貸付を受けようとする方についても対象とみなすなど柔軟な対応を要請しております。詳しくは、御契約されている電気・ガス事業者に御相談ください。

(3) 本特例措置の適用開始日

令和2年3月25日（水）

2. 支払延滞時の柔軟な対応

料金の支払い延滞による電気・ガスの供給の停止については、使用者の置かれた状況に配慮し、柔軟に対応するよう、電気・ガス事業者に対し要請をいたしました。

【お問合せ先】

電気・ガス料金に関する具体的なご相談・お問い合わせは、御契約されている電気・ガス事業者にお願いいたします。